

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 せたな町長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	せたな町	
4. 届出番号	5	ひとり親等の医療費助成に関する事務
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.setana.lg.jp/kurashi/mynumber/	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第34号) 別表1第2の項 せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、重度心身障害者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成し、もつて <u>保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号) せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年せたな町規則第75号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第4号
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第2項第3号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		